産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引き

この手引きは、奈良市内の事業場について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等状況報告書を作成・提出する際の案内です。報告書は、最新の様式を使用し、記載内容を確認のうえ提出してください。

1. 報告の概要

項目	内容
報告対象	産業廃棄物管理票を交付した事業者
対象期間	前年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに交付した管理票
提出期限	対象期間の翌年度の 6 月 30 日まで
報告単位	事業場ごとに行います。
提出部数	書面提出の場合は 1 部

2. 提出方法

オンライン提出

LoGo フォームから提出してください。フォームの案内に従い、必要事項を入力し、必要なファイルを添付します。

オンライン提出先や最新様式は、奈良市ホームページをご確認ください。
奈良市「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」案内ページ

書面提出

報告書を 1 部、郵送または窓口にて提出してください。

〒631-0801
奈良県奈良市左京 5-2
奈良市役所 環境部 廃棄物対策課

受付印について
奈良市における行政手続きのオンライン化に伴い、提出書面への受付印の押印は行いません。受付印がないことにより具体的かつ重大な不利益が生じる場合は、申出書の提出に基づき例外的な押印を検討しますので、事前にご相談ください。

3. 報告書の作成方法

(1) 報告者欄

報告年月日、住所、氏名（法人の場合は名称および代表者氏名）、電話番号を記入してください。報告者は、法人の場合は代表者となりますが、必ずしも代表取締役でなくても支店長、工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある者で差支えありません。

(2) 事業場欄

事業場の名称、業種、所在地、電話番号を記入します。業種は日本標準産業分類の中分類を記入してください。中分類が不明である場合は、「日本標準産業分類 | 統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口」よりご確認ください。

奈良市の区域内に支店等の事業場が複数ある場合でも、支店ごとの報告となります。

建築現場のように短期間の事業場が複数ある場合は、代表的な工事現場にまとめるか、または管轄する支店等の事業所を記入してください。

(3) 交付実績欄

産業廃棄物の種類および委託先ごとに記入してください。対象期間中の管理票控え、委託契約書等と照合し、記載漏れや集計誤りがないか確認します。

欄	記入のポイント
産業廃棄物の種類	・法第 2 条第 4 項、法施行令第 2 条及び第 2 条の 4 に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の区分に準拠して記入 してください。（別添１） ・コンテナ等に混載して委託している場合も、廃棄物ごとに分けて記載してください。 ・やむを得ず複数の種類が混然一体となっている廃棄物の場合は、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。（例）建設混合廃棄物、廃電気機械器具 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、産業廃棄物の種類欄にその旨を、数量欄にその数量を記載してください。 ・同じ産業廃棄物の種類であっても、委託した業者が異なる場合は行を分ける必要があります。
排出量（t）	・単位には「トン」を用いて記載してください。 ・委託時に容積や荷姿等を記載している場合であっても、処理業者が計量した伝票等をもとに、具体的な重量を記入してください。 ・重量に関する情報がない場合は、下記の別添 2 を参考に重量に換算して記載してください。なお、換算係数は参考値ですので、実際とは大幅に外れた値が算出される場合があります。より実測値に近い数値をお持ちの場合はそちらを記入していただいて差支えありません。 ・混載して委託している場合は、想定される各産業廃棄物の割合から按分し、重量を換算してください。

管理票の交付枚数	当該廃棄物の種類及び受託者毎に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の枚数を記入してください。 なお、マニフェストは控えや回送される写しを含めた（A,B2,D,E 票）セットを 1 枚として数えます。
運搬受託者・運搬先	・運搬受託者の許可番号、氏名または名称、運搬先の住所を記入します。 ・区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者をすべて記入してください。 ・処分業者まで自ら運搬した場合は、「自社運搬」と記載してください。
処分受託者・処分場所	・処分受託者の許可番号、氏名または名称、処分場所の住所を記入します。 ・処分場所の住所が運搬先の住所と同じ場合、処分場所の住所欄は記入不要です。 ・処分業者は契約した処分業者を指し、二次処分業者や最終処分業者の記入は要しません。（直接最終処分業者と契約し、運搬している場合を除く。） ・有価売却した場合は、許可番号欄にその旨を、処分受託者の氏名欄には売却した業者名を記入してください。
処分場所の所在地	・運搬先の住所欄と同じ場合は記載を省略して差し支えありません。
再委託	・受託者が再委託を行った場合は、受託者欄に再受託者を記入してください。ただし、受託者から再受託者に廃棄物の引き渡しが行われた場合は、両者を記入してください。

4. よくある質問

報告の対象・提出時期

Q1. どのような場合に報告が必要ですか。

A. 前年度に紙の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した場合は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出してください。報告は、廃棄物を排出した事業場ごとに行います。報告対象となるか判断に迷う場合は、マニフェストの交付状況を確認のうえ、担当窓口へお問い合わせください。

Q2. 報告の対象期間と提出期限を教えてください。

A. 対象期間は、前年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです。対象期間中に紙のマニフェストを交付した場合は、翌年度の 6 月 30 日までに提出してください。

Q3. 電子マニフェストを利用した場合も報告が必要ですか。

A. 電子マニフェストに係る情報は、情報処理センターから自治体へ報告されるため、電子マニフェスト分を事業者が重ねて報告する必要はありません。
ただし、紙マニフェストと電子マニフェストを併用している場合は、紙マニフェスト分を報告してください。

報告する事業者・事業場

Q4. 報告書は会社単位で作成すればよいですか。

A. 報告書は、原則として産業廃棄物を排出した**事業場ごとに作成**してください。

Q5. 建設工事で複数の現場がある場合は、どのように報告しますか。

A. 工事現場の報告単位や集計方法は、事業場の扱いによって異なる場合があります。まずは、現場ごとに交付したマニフェストと、事業場の所在地を確認してください。そのうえで、設置が**短期間**または**住所地が一定しない**事業場が 2 以上ある場合は、1 事業場にまとめて提出してください。
その場合、「事業場の所在地」の欄には「奈良市一円」と記入していただいて結構です。

報告書の記入方法

Q6. 排出量はどの単位で記入しますか。

A. 排出量は、トン単位で記入します。重量以外の単位で把握している場合は、別添 2 の一覧表などを活用してください。

Q7. 複数の産業廃棄物を混合して排出した場合は、どのように記入しますか。

A. マニフェストに記載された廃棄物の種類や数量を確認し、可能な限り分けて記入してください。やむを得ず複数の種類が混然一体となっている廃棄物の場合は、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。（例）建設混合廃棄物、廃電気機械器具

Q8. 廃棄物の種類はどのように記入しますか。

A. 廃棄物の種類は、マニフェストの記載内容を確認したうえで別添 1. の一覧表のいずれかの種類を記載ください。
また、石綿含有産業廃棄物や水銀関連廃棄物に該当する場合は、その旨が分かるように記載してください。

Q9. 業種欄には何を記入すればよいですか。

A. 報告者の事業内容を確認し、日本標準産業分類の中分類を記入してください。
中分類が不明である場合は、「日本標準産業分類 | 統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口」よりご確認ください。

Q10. 記入欄が足りない場合はどうすればよいですか。

A. 記入欄に収まらない場合は、原則として同様式を使用してください。
2 枚目以降の報告書内の「番号」欄には 1 枚目からの通し番号を記入していくようにしてください。

提出方法・提出後の確認

Q11. 報告書の提出方法を教えてください。

A. 報告書は、原則として専用フォームを利用したオンライン提出（LoGo フォーム）になります。インターネット環境がない、社内規則等により電子届出が困難などといった電子届出が困難と認められる場合は窓口または郵送により提出が可能です。

Q12. 受付印のある控えが必要な場合は、どうすればよいですか。

A. **奈良市では、提出書類への受付印の押印を行いません。**
提出したことの確認が必要な場合は、送信後に自動返信メールで受信を確認できる送信フォーム（LoGo フォーム）をご利用ください。郵送で提出する場合は、配達状況や到達を確認できる方法をご利用ください。
なお、**受付印がないことにより具体的かつ重大な不利益が生じ、** 提出完了画面、受付番号、提出履歴その他の記録で代替できない場合は、 提出された申出書に基づき例外的な押印を検討します。詳細は右記ホームページからご確認ください。「届出・報告書のオンライン提出」

Q13. 報告書の提出後、内容に誤りが見つかった場合はどうすればよいですか。

A. 修正後の報告書の再提出をお願いします。

Q14. 記入方法や提出要否について直接相談したい場合、どうすればよいですか。

A. 本ページの記入例・記入要領をご確認のうえ、不明な点がある場合は、以下の担当窓口へお問い合わせください。お問い合わせの際は、対象年度、事業場の所在地、紙マニフェストの交付状況、廃棄物の種類が分かる資料をご用意いただくと、案内が円滑になります。

問合せ先：奈良市環境部 廃棄物対策課
〒631-0801 奈良県奈良市左京 5-2 奈良市役所
電話：0742-71-2226
受付時間：8:30～17:00

（別添 1）

産業廃棄物の種類一覧

産業廃棄物の種類			
（産業廃棄物）		（特別管理産業廃棄物）	
1	燃え殻	２１	特管廃油
2	汚泥	２２	特管廃酸
3	廃油	２３	特管廃アルカリ
4	廃酸	２４	感染性産業廃棄物
5	廃アルカリ	２５	廃ＰＣＢ 等
6	廃プラスチック類	２６	ＰＣＢ 汚染物
7	紙くず	２７	ＰＣＢ 処理物
8	木くず	２８	廃水銀等
9	繊維くず	２９	（特）鉱さい
１０	動植物性残さ	３０	廃石綿等
１１	動物系固形不要物	３１	（特）燃え殻
１２	ゴムくず	３２	（特）ばいじん
１３	金属くず	３３	（特）廃油
１４	ガラスくず等	３４	（特）汚泥、廃酸又は廃アルカリ
１５	鉱さい		
１６	がれき類		
１７	動物のふん尿		
１８	動物の死体		
１９	ばいじん		
２０	１３ 号廃棄物		

（別添 2）

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	１．１４
2	汚泥	１．１０
3	廃油	０．９０
4	廃酸	１．２５
5	廃アルカリ	１．１３
6	廃プラスチック類	０．３５
7	紙くず	０．３０
8	木くず	０．５５
9	繊維くず	０．１２
１０	動植物性残さ	１．００
１１	動物系固形不要物	１．００
１２	ゴムくず	０．５２
１３	金属くず	１．１３
１４	ガラスくず等	１．００
１５	鉱さい	１．９３
１６	がれき類	１．４８
１７	動物のふん尿	１．００
１８	動物の死体	１．００
１９	ばいじん	１．２６
２０	１３ 号廃棄物	１．００
２１	建設混合廃棄物	０．２６
２２	廃電気機械器具	１．００
２３	感染性産業廃棄物	０．３０
２４	廃石綿等	０．３０

【※１】上記の換算係数は１立方メートル当たりのトン数（ｔ/立米。）

【※２】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【※３】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ 1-19 に該当する品目の換算係数に準拠。

【※４】「２ｔ車１台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。